

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成27年9月9日（水） 開会時間 午前10時08分
閉会時間 午後3時35分

場 所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 卯月 政人
委員 高野 剛 塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖
山下 政樹 猪股 尚彦 佐藤 茂樹 早川 浩
上田 仁

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事政策局長 松谷 荘一 行政改革課長 石原 啓史
企画県民部長 守屋 守 企画課長 上野 直樹

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 相原 正志
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 障害福祉課長 中山 吉幸
長寿社会課長 内藤 梅子

観光部長 茂手木 正人 観光部次長 樋川 昇
観光企画・ブランド推進課長 仲田 道弘 観光資源課長 志村 勇

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部次長 古屋 金正
県土整備部技監 大久保 勝徳 県土整備部技監 内田 稔邦
県土整備総務課長 清水 正 都市計画課長 望月 一良

教育長 阿部 邦彦 教育次長 深澤 肇 教育委員会総務課長 小島 良一
社会教育課長 相河 竜治 スポーツ健康課長 赤岡 重人

議題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 県は、指定管理施設及び県出資法人の指導監督を行う立場にあるにもかかわらず、その業務の内容や会計処理の状況などについて、しっかりと把握できていないことから、質疑に対する答弁があいまいで審査が滞ることが多く、また、所管課によりその後の対応にも差異があったことから、審査日を新たに追加して審査しなければならなかった。委員からは、指定管理施設の内部留保金については、県の施設を管理する上で生じたものであることから、県へ納付するなど県の方針を明確にする必要がある、指定管理期間については、議員の任期中に指定管理者の指定に関与できるよう4年間とすべきである、県出資法人のうち、長期化、高齢化している役員については、新たな人材を登用することで組織の活性化を図る必要がある、などの意見が出された。県

は、指定管理施設及び県出資法人与真剣に関わり、本来の目的を十分に発揮できるように、業務内容や経営状況等を継続的にしっかりと把握し、適切、的確な指導監督に努め、より効果的かつ効率的な運営及び改善を図っていくことを強く求めるものとする。

会議の概要 午前 10 時 17 分から 10 時 55 分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午前 11 時 20 分から午後 2 時 3 分まで福祉保健部関係（午前 11 時 56 分から午後 1 時 18 分まで、午後 1 時 34 分から午後 2 時 3 分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午後 2 時 21 分から午後 3 時 57 分まで観光部関係の総括審査を行った。

山梨県富士北麓公園（県土整備部、教育委員会）、山梨県立図書館（教育委員会）、山梨県立青い鳥福祉センター（福祉保健部）、山梨県立富士北麓駐車場（観光部）関係

質疑

（山梨県富士北麓公園について）

桜本委員 監査委員から指摘を受けたときに、この資料はできていたんですか。

赤岡スポーツ健康課長 当然、利用券の利用状況は把握されておりましたけれども、これ全体をまとめたのは、監査を受けてからということになります。ただ、利用状況は把握されていたということでございます。

桜本委員 そうしますと、そのお答えの中にもやはり問題があると思うんですね。例えば、今回の特別委員会のときに、監査委員からこういう指摘を受けていて、指摘された内容の数字はこのように処理されていますということを、やはり我々に丁寧に説明する必要があったんじゃないですか。

赤岡スポーツ健康課長 御指摘のとおりでございます。この委員会の説明資料の内容について、つぶさに説明すべきであったと反省をしております。

桜本委員 続いて、それでは、有効期限なしの回数券については毎年度、決算期においてはどのような処理をされていたんですか。

赤岡スポーツ健康課長 監査の指摘を受けるまでは、その年に販売して利用した分は利用料金の収入として計上しますが、それ以外のもの、利用されていない分については前受け金として単純に負債として載っかり、毎年度の収入・支出の中には計上されず、前受け金として処理されてきたと伺っております。

桜本委員 前受け金といっても、会計処理上は例えば、平成 24 年から平成 25 年にかけての余剰金というのかは、どういうあらし方をして、まだ使われていないお金を翌年に回していたんですか。それがいわゆる前受け金という方法ですか。

赤岡スポーツ健康課長 貸借対照表上、要は資産としては現金が、負債で前受け金があって、それが毎年度、資産と負債が会計処理上、貸借対照表上、継続処理されたと理解をしております。

- 桜本委員 そのことは大事なことです。説明をきちんとしてもらいたいと思います。やはりこのままずっと数年間送ってきたわけですから、会計処理上、毎年の締め方というんですか、決算方法についてはこのような形で残っていましたが、それは監査では指摘はなかったんですか。
- 赤岡スポーツ健康課長 監査で指摘を受けて、ここでお示した、今まで前受け金として残っていたものが、一括収入として計上していると。雑収入としてこの26年度末で計上せよという指示を受けて、監査に基づいて処理をしたものでございます。
- 桜本委員 では、それについては細かく伺いますが、前受け金の、例えば21年度分の前受金だとか、22年度分の前受金というように、前受け金の積立みたいな形になっていたということですか。きちんとした話ではないと、以前にもこの体育協会では衣類等の問題がありましたので、こちらからすると、まだそういったものが残っているのではないかという気もするのですが、それは例えばどういう形で処理されていたんですか。監査で指摘があって、きれいになったということであれば、その辺のお金というのは、例えば別の預金口座に入っていたとか、明確なお答えできませんか。
- 赤岡スポーツ健康課長 過去、平成21年から24年度までの間に発行されたもの、前受け金として扱われていたものがどういう口座に入っていたかまでは承知しておりませんので、それにつきましては確認をしてまた御説明をさせていただければと思います。
- 桜本委員 確認をと言いますが、一応、きょうでこの特別委員会は最終段階に入りますが、終了時間までにその辺の説明はできるということですか。
- 赤岡スポーツ健康課長 今の点、前受け金が別口座に、あるいはどういう口座にあったのかという点につきましては、体育協会に確認をして、お答えするようにいたします。
- 桜本委員 体育協会にお聞きするというのではなくて、今回、こういう形でわかりやすく最終的な書類を2施設分まとめたわけですから、その過程の中で、そのお金のあり方、どんなところにあったのかということは当然、知っておくべきことじゃないんですか。今またここでさかのぼって聞いておきます、調べておきますという話じゃないじゃないですか。
- 赤岡スポーツ健康課長 御指摘のとおりでございまして、内訳を整理したところまでで調査が終わってしまいました。確かに、どういう口座に管理されていたのかということまで調べれば完全であったかと思いますが、そこまで至りませんでした。申しわけございません。
- 桜本委員 数年前にあれだけのことがありながら、皆様方は何年間でまたかわってしまいますけれども、そういった形で体育協会自身がまだ再生できていないような気がするのですが、例えば体制的に、この一、二年ぐらいの中で体育協会の中がこのように変わったとか何かはっきりしたものがあるんですか。
- 赤岡スポーツ健康課長 体育協会の中におきましては、人事マネジメントシステムを掲げ、人事管理や業務管理、あるいは内部管理をしっかりしていきましようという方針を立てて事務の管理に努めているところでございます。

桜本委員 山梨県の指定管理者の中でも、非常に大きいお金を扱いますし、また、この施設には県内あるいは県外からの大勢のスポーツにかかわる人が利用する施設であるわけです。やはり所管する課としては、もうちょっと真剣に、時間をかけて、チェックできるところはチェックをしていくというもっと日常的な業務のかかわり合いが必要じゃないんですか。

赤岡スポーツ健康課長 委員御指摘のとおりでございます。県体育協会は過去の例もございません。十分に肝に銘じながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

桜本委員 では、このきょうの委員会が終わるまでには、先ほどの指摘事項については返答いただけるということによろしいですか。

赤岡スポーツ健康課長 この前受け金の口座がどういう口座であったか、単独で特別に管理されていたかどうかということによろしければ、すぐに調べてお答えするようにいたします。

高野委員 どうも課長の答えがはっきりしない。どこを重点にしているのかということなのだが、このお金は、要するに回数券を売って使ったもので、それは一年一年ちゃんと出ているわけでしょう。幾ら売り、幾ら使って、その残として積み重なってものが前回の体育協会の不祥事みたいに別口座にあって、たまっていくのではおかしいと指摘をしているわけだ。だから、一年一年のことがはっきりしていてその合計が監査で指摘されたということであれば、今度直したから、400万というお金が出てきてしまったと。売った回数券に対して使用しているという部分のお金が何か曖昧な説明だから、桜本委員が、そのお金についてどうなのかと話をしているわけだ。もっとわかりやすく、4年間、5年間のこういう部分で累積されていると。今回はこういうものが別口座にあって不祥事になったんだから、その口座が別に体育協会の普通口座にあれば全然問題ないわけだ。今これだけ資料として出しているということは、別口座にあるなんていうことはあり得るでしょう。その辺をはっきり言ってよ。一年一年の部分はどうなっているのか、その説明をちゃんとしてくれれば、桜本委員も納得すると思う。

赤岡スポーツ健康課長 説明の仕方が大変悪くて申しわけございませんでした。この回数券は、毎年度販売されています。例えば、資料の1ページをごらんいただくと、平成21年度の合計では3,000冊の回数券が販売されています。その収入は体育協会に入るわけですけど、そのうちの一部が利用されます。そうすると、その利用した分は収入として上げて、残り分は使われていない部分ですから、それは前受け金として処理をしてきたということです。それが毎年度積み重なり、ずっと前受け金が残っていました。監査で指摘されたのは、そうやって積み重ねていくのは一般的な取り扱いではない。普通の一般企業でもそういうことはやっていないという指摘の中で、今回ここで一括計上して、毎年度の使っていない積み上げがここでまとまったということでございます。

です。販売収入とすれば、体育協会で一元的に収入としているものでございます。販売収入として得たものの一部がずっと使われずに前受け金として残ってきたものを今回、平成26年度に収入として処理したということです。

深澤教育次長 体育協会も監査をきちんと受けております。今、議論になっておりますのが、

貸借対照表上は当然、回数券を売った分についても、体協の口座としてきちんと管理しております。ですから、資産に計上され、先ほど申し上げましたように、回数券の未処分は前受け金という負債に計上しています。監査をきちんと受けておりますので、別口座に管理しているなんていうことはありません。ただ、それを損益計算書上のいわゆる収入に計上してこなかったことが、今回、監査で指摘を受けましたので、今回、いわゆる収入収支、民間の帳票で言えば損益計算書上ですか、そちらに計上したということですので、いわゆる別口座で不正に現金を管理していたということはありません。ぜひご理解をいただきたいと思います。

赤岡スポーツ健康課長 私もなかなか説明がうまくいかなかったのですが、体協協会に確認しまして、これについては普通預金の口座に入っており、特別に何か別口座を設けた処理は行っておりません。

高野委員 私も体育協会の副会長をしているものですから、あんまりいろんなことが出てくると困るなと思いながら聞いていたのですが、体育協会の収入支出の部分で十分はつきりされていると思いますが、さっきの説明を聞いていると、だんだんお金がどこからどこへ流れているのかよく分からない説明だったものですから、もうちょっときちんとした説明をしてもらいたいと改めて思ったわけです。桜本委員が先ほどから質問していたのですが、それでいいですか。教育長、今の部分で最後の締めをお願いします。

阿部教育長 この体育協会の会計につきましては、これまでも不祥事もございましたので、それを教訓として生かすように、さまざまなマネジメントに取り組んでいるわけですが、先ほど御指摘いただいたことにつきましても、さらにいろいろな疑念を持たれることがないように、明朗な会計に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（山梨県立図書館について）

桜本委員 図書館の蔵書については、開設のときにも数億円という蔵書を購入したと。そして、過去からの蓄積において、相当高価なものもあるという現状の中で、県としては、1億円の火災保険に加入しているということです。総額が幾らなのかは私もわかりませんが、その総額に対してこの保険金額が適切なのかどうか伺いをいたします。

相河社会教育課長 現在、指定管理者で施設賠償責任保険に入っていますけれども、これは対物保険につきましては図書館の蔵書も対象になっておりまして、1億円を限度という形になっております。今回、蔵書につきまして保険会社に聞き取るなどして検討した結果、全ての蔵書につきまして損害保険に入る方向で検討を行いまして、指定管理者に対し指導を行ってまいりたいと考えております。

桜本委員 まず、今、どのぐらいの本が図書館には、蔵書としてあるんでしょうか。

相河社会教育課長 現在、図書館には約60万冊の蔵書がありまして、残存価格というのは算出することができないのですが、1冊大体4,000円と考えますと、24億円ぐらいです。でも、高い本もございますので、大体新品で買った場合には28億円ぐらいかと考えております。

桜本委員 保険金額についてですが、例えば、山梨県で入らなければならない部分、また、指定管理者の過失によって何か事が起きてしまって、山梨県の財産である蔵書に対して損害を及ぼしたというケースの場合、指定管理者としては、今現在は幾らの加入保険に入っているんですか。山梨県が幾ら、指定管理者が幾らかと明確に話してください。

相河社会教育課長 まず、山梨県ですけれども、山梨県で共済の火災保険に入っております。こちらは書籍に関しては入っておりません。建物、それから300万円以上の使用備品について入っております。指定管理者で施設賠償責任保険に入っていて、図書に関しては1億円のものに入っています。

桜本委員 協定書の中で、その1億円という掛金は、指定管理者は幾らの協定書に基づいた額になっているんですか。

相河社会教育課長 協定書の中では対物に関しては1億以上という形になっていて、そして1億円のものに入っています。なお、保険料は16万円払っております。

桜本委員 1億円に対する保険料が年間16万円という中で、蔵書としては約24億円というものが一応、考えられています。そうすると、金額が上がっていくことによって保険料は若干減額にもなっていくという金額の出し方があると思うんですが、例えばそれはどのくらいの幅なのか。今、1億円に対して16万の保険料が、例えば10億円なら幾らとか、15億円だと幾らといった数字はあるんですか。

相河社会教育課長 今申された10億円といった形ではないのですが、28億円全部入った場合に、保険金が年間6,000円ふえるという説明を受けています。これが非常に計算上、何か合わないような感じがするんですけども、保険会社に聞き取りをしましたところ、そういう多額な損害賠償が過去に例がないこと、それから本というのは使用すると基本的に消耗してしまうものですので、いわゆる残存価格、時価というのが非常に極めて安くなるということ。3点目に、図書館が火事になって、本が燃えてしまうということはあまり確率としては非常に少ないということで保険料を出しますと、28億円にふやしましても保険料は、6,000円ふえるだけという説明を受けております。

桜本委員 1億円から28億円の間が6,000円で負担できるということが、なぜ今までわからなかったわけですか。

相河社会教育課長 先ほど申しましたように、本というのは非常に使用頻度が高くて、消耗が激しいものですから、本に対して保険を掛けるという発想が正直ございませんでした。しかし、今回、委員会で御指摘を受けまして、本に対する財産保全についても十分考慮していかなければいけないという考えの中で今回、保険会社に問い合わせをいたしまして、そういうことがわかったものですから、今後そのような形で指導させていただきたいと思っています。

桜本委員 そもそも、民間の指定管理者との契約においては、例えば県民の生命とか財産をいかにして守っていくかということが、契約の大前提だと思うんですが、6,000円の保険料で何十億円という補償を受けられることを網羅できな

ったということ、そういった契約書を細かく見ておかないということは、何か皆様に組織的な欠陥があるのか、あるいは個々の能力の欠陥があるのか、世間的な、社会的な常識がないのか、その辺どのように考えていますか。

相河社会教育課長 今、委員の御指摘の点もあるのですが、基本的に行政改革推進課で所管する指定管理者の方針等に関する基本方針に基づき、募集要項を決め、基本協定書等々をつくっております。教育委員会といたしましては、それにのっとりやってきたところですが、委員御指摘のように、そのところに考えが行かなかったところがございますので、また今後は対応していきたいと思いますが、そういう基本方針にのっとりやってきたと考えています。

桜本委員 今、ちょっと問題になる発言ですけどね。そもそも、所管としては、生命と財産、蔵書は我々県民の財産であるわけです。その財産に対して、今、後ろに石原行政改革推進課長もおいでになりますが、そちらで考えるべきだというような、何か押しつけているような、あるいは自分の責任をほかに転嫁するような、今の話はちょっとおかしいんじゃないですか。そもそも論でいくと、蔵書を持っているのは、あなた方教育委員会が所管する仕事じゃないですか。そこで見て、これはちょっとおかしいと、二十数億円になるかもしれませんが、この考え方だと何か起きた場合には県民の財産守れませんという指摘を教育委員会からだってできるじゃないですか。いかがですか。

相河社会教育課長 確かにおっしゃるとおり、方針は方針として、蔵書、いわゆる県民の財産の保全ということについて考えが至らなかった点につきましては、本当に反省して、今後対応してまいりたいと思います。

桜本委員 後ろに石原行政改革推進課長もおいでですが、今の発言についてどう捉えていますか。

石原行政改革推進課長 保険の加入から始まりまして、当課で当然、基本方針というのは定めております。ただ、ただいま御指摘がありましたように、施設それぞれ特性もございますので、例えば図書館の蔵書でありますとか、美術館とか博物館はどのものだろうということもございますので、改めてもう一度各施設に対しまして、今回の図書館の蔵書に当たるようなケースはないか、ある場合はどういう対応をしていくのか、そういうものを当課でも改めて基本方針の見直してまいりたいと考えておるところでございます。

桜本委員 ぜひ、なすり合いをするのではなくて、それぞれプロフェッショナルの人たちなのですから、お互いに補いながら、やっていただきたいと思います。県民の生命と財産を守っていく基本前提に立ち返りながら、ぜひわからないところは顧問弁護士もいるわけです。皆さん方も日常的に、生命保険や、いろいろな形の保険に入っていると思います。そのときには、どんな保険が今の私に、あるいは家庭に大事なものなのかは、どこの家庭でも、一個人においても、一番考えるところだと思うんですね。これについてもやはり県においてもそういったものに立ち返っていただいて、ぜひ真剣にやっていただきたいと思います。いかがですか。

深澤教育次長 我々職員は、やはり前例踏襲といいますが、今までも掛けていなかったから掛けてこなかったということでございます。例えば新しい図書館ができるとき

に、蔵書のいわゆる火災が起きたときの損害というのは、そこで考えてみるという声が改めて必要だったのかなと思います。今の御指摘を受けまして、今後、やはり本当に公共施設、あるいは県民サービスをあずかる身として真剣にただいまの御意見を肝に銘じまして取り組んでまいりたいと考えます。

桜本委員 きょう何があるかわかりません。少ない掛金で大きい金額を網羅できるわけですので、至急検討しながら早急に動いてください。

続きまして、図書館の利用についてです。意見書の中にあるように、特定の学校が学習塾がわりに使っているという御指摘を県民から受けております。そういった形になってしまいますと、やはり県民から見ても、これはもう全県民のためになっていないんじゃないかという誤解も生じるわけですが、どのような状況になっているのでしょうか。

相河社会教育課長 県立図書館には交流ルーム、イベントスペース、多目的ホールがありまして、指定管理者が貸出を行っています。今、委員御指摘のように、ある団体、ある個人が長期的に使いまして、一般の利用に迷惑がかかるということは非常によくはないことですから、規定を設けまして、連続して5日を超える使用、もしくは展示会、展覧会の場合には18日を超えて使用する場合には承認をしません。また、1カ月において延べ5日を超える使用、それから展示会、展覧会において18日を超えて使用するものについては承認をしません。申し込みがあったときに必ずそこら辺をチェックしまして、同じ団体が、今言った規定が守られるよう指導をしているところでございます。

桜本委員 それでは、あまり一般県民から話が出ているような状況とは、現場としては捉えていないということでしょうか。現場はどのように捉えているんですか。

相河社会教育課長 指定管理者に確認しましたところ、一般の方からそういう苦情が出ていることはほとんどないと聞いていますので、社会教育課としてはそのように把握しています。

桜本委員 これについても今回、私がこの特別委員会の委員になっている中で、他の議員の方からも、「桜本委員、こういったことが現状で起きているんだ」と伺いました。やはり特定の制服を見たりすると、偏っている方々の出入りが多いなと私も感じるんですね。逆に考えると、その辺が全体的に県内の方々に告知されていないんじゃないかという気もするのですが、ぜひそういった声が起こらないように、また、幅広い方々に利用されるような動きをしていただきたいと思います。最後にお答えください。

相河社会教育課長 私ども、こういう規定にのっとり、問題なく利用されているのかなと把握していたのですが、今、委員から御指摘がありましたように、そういう声があることを十分踏まえまして、実態についてもきちんと把握しまして、そういうものに対して誠実に対応してまいりたいと考えます。
以上です。

皆川委員 県立図書館の駐車場についてであります。現在、凍結中の高度情報化拠点整備事業で使用されるはずの土地を借りて、暫定的に今、図書館の駐車場になっておりますけれども、指定管理期間中、高度情報化拠点整備事業が動き出さないことが前提になっているのかどうか、まず一問一答でお答えいただきたい。

相河社会教育課長 指定管理期間中でありまして、高度情報化拠点整備事業がもし動き出した場合には、駐車場管理の業務を中止いたしまして、そして事業用地とするように考えています。

皆川委員 そうであるならば、仮に事業化になった場合については、今の現在の図書館の駐車場はどうなるんですか。なくなってしまうということですか。

相河社会教育課長 高度情報化拠点整備事業が具現化してからまた検討するということになるかと思えますけれども、そのような状況になった場合でも、ぜひ利用者の利便性のことについては考えまして、図書館の駐車場については確保する方向で話をしていきたいと思えます。と申しますのが、基本協定書の第44条にそういうことがあったときには、県と、そして指定管理者で話し合うという規定がございますので、そこら辺で話し合いながら、ご理解をいただく中で、駐車場の用地については確保する方向で取り組んでまいりたいと考えております。

皆川委員 ちょっと44条の条文を読んでみてください。

相河社会教育課長 第44条ですけれども、この協定に定めのない事項については、協議して定めるということが書いてございます。

皆川委員 ということは、このことについてはあらかじめ定めはないということですね。ない事項について協議するということですね。こういうことは全然予想していないという意味かと思うんですが、その前、指定管理を募集する要項にはこういう規定の記載はあったんですか。

相河社会教育課長 募集要項にはこういう規定は書いてございませんでした。

皆川委員 だけど、明らかに暫定的な駐車場をつくるということを知りながら募集しているわけでしょう。であるならば、応募するほうだって不安になりますよね。ちょっとおかしいと思いませんか。

相河社会教育課長 指定管理期間を4年半と考えていますので、おそらくこの4年半という期間の中では、この事業を立ち上げるのが難しいのではないかという判断のもとで要項には載せなかったのですが、また、それが長期にわたった場合には改めて考えていきたいと思えます。4年半という期間でそういう判断をさせていただいたと捉えています。

皆川委員 立体じゃなくてあえて平地の駐車場にしてありますよね。それはもちろん暫定であるからこそそういう形にしたと思うんですよね。そうであるなら、募集する段階でもある程度そういうことが起こり得ると考えるのが当たり前ですよ。それならば、協定の中にそういうことをうたっていくべきじゃなかったかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

相河社会教育課長 御指摘のとおり、そういうことを総合的に考えてみますと、そういう条項があってもよかったかなと思えます。

皆川委員 では、今後のことですが、今の暫定的な状況の中で、これからまた4年たっ

たら別な指定管理者になるかもしれませんが、新たに新図書館の駐車場を別途整備するという計画、考えはないですか。

相河社会教育課長 また、これも事業化が具現化して改めて考えていくことになるかとは思いますが、例えば、一案といたしまして、高度情報化拠点整備事業の事業者を今度募集するときに、その事業のアイデアを募集するときに、駐車場を建設していただいて、図書館の利用者の利便性を……。

桜本委員 そんなことはあなたが言うことじゃないでしょう。

相河社会教育課長 これにつきましては、企画課長さんにも確認はとってありますけれども、もしあれでしたら、企画課のほうでお答えいただければと思います。あくまでも一案として、利便性を考えてそういう情報をつけるといった形でいろいろなことを考えていきたいと思いますが、今おっしゃったように、それに関しては本課が所管しているわけではございませんので、いろいろ検討していきたいということをお伝えしたいということでございます。

皆川委員 いずれにしても非常に不安定な状況にありますので、あそこの駐車場の土地にこだわらないで、その横をあいていたら買収するとか、そういう新たな視点なども総合的に考えて、次の指定管理者、誰になるかわかりませんが、相手が納得できるような形でやっていただきたいと思いますけれども、最後にまとめて御意見をいただきたいと思います。

相河社会教育課長 今、委員の御指摘のとおり、いろいろ多角的、多面的に考えて、図書館の利用者の方々が不便を感じないように、利便性を最優先に図りながら検討してまいりたいと思います。

（青い鳥福祉センターについて）

高野委員 内部留保金については、今、説明してくれた話はごく当たり前の話で、例えば山梨県では今年何度か募集をしながら 10 億円の県債を取り入れていきたいということなんですけど、ここに 4 億 2,000 万円の留保金があって、さらに、今までの予想からすると、来年の 3 月には、多分 3,000 万円か 4,000 万円ふえてくるんじゃないかと思う。そういうものに対して県の施設で、県の建物で、全て県が土地も含めて所有しているものに対してどう考えるかと。今、留保金の説明をしたけど、実際にどういうことになるのか、聞かなければわからないし、少なくとも、この指定管理施設・出資法人特別委員会の部分は今年の 3 月までの部分であって、もう既に全ての結果が出ている。そういうものに対して皆さん方の感覚というのはどこにあるのか。また、4 億 2,000 万円という金額に対して、来年 3 月までいくと、多分、4 億 5,000 万円ぐらいになるはずだけど、そういうものに対してどういう重きをおいた捉え方をしているのか。そこから始まらないと、山梨ライトハウスと話をしても話にならないんじゃないかなと思う。社会福祉法人だから、こちらでこうしろああしろと言ってできる問題ではないかもしれないけど、実質的にどうやって進めていくのか。また、留保金についてはどのようなことを考えているのか。まず県がどういう方向で行くという話から進めないといけない気がするんだけど、その辺についてはどうなのか。

中山障害福祉課長 現在、内部留保されている額につきましては、必要な分を残すと説明させ

ていただきましたが、その内容としましては、この施設は自立支援給付費の制度で回っておりますけれども、自立支援給付費は2カ月おくれで収入となる制度となっておりますので、2月、3月分のサービス分、この2カ月分は未収金として残さざるを得ない状況です。そして、これらの未収金が収入として入ってくるまでの間の支出に対応するために必要な年度当初の運転資金分、それから、以前、御説明をさせていただきましたが、地域移行のため女性用グループホームをつくるということ、これも理事会で決定をしておりますので、この女性用グループホームの建設をはじめ、新年度開始後すぐに入所者のサービスの向上のために還元する分を残していただいて、残る部分につきましては、県有施設を使っているということですので、その改築等に使うということで、県に戻してもらおう格好を考えております。今後につきましても、同様の考え方で、今年度分につきましても対応していきたいと考えております。

高野委員 では、単純に言えば、今言った金額っていうのは幾らぐらいになるのか。残しておきたいという金額が幾らになるわけか。

中山障害福祉課長 自立支援給付費は、この間も資料でお示しをいたしましたけれども、2カ月で4,500万程度でございます。運転資金分につきましては、ただいま法人を担当いたしております税理士には、社会福祉法人会計基準上、妥当な額を教えてくださいとっておりますので、その額を残していただくようにしたいと思います。そして、年度開始後すぐに入所者のサービス向上のために還元をしていただく分でございますけれども、理事会で承認した分につきましては、8,000万円程度とお伺いしておりますけれども、その他に備品などがございます。それについては、指定管理者と協議する部分がございますが、現時点では提示できませんが、御理解をお願いしたいと思います。

高野委員 せっかくそうやって提示しているんだから、現時点で提示してくれなければ、この委員会終わらないじゃないか。そう思わないか。だって、県の考え方がまずあって山梨ライトハウスが青い鳥福祉センターを指定管理として受けたわけだから、県の考えがどういう考えなのか。もう指定管理になってしまえば、あとは向こうの理事会でも何でもやってください、そのとおりでいいですよって言っているのと同じだな。今の言っている答えは。だから、そういう答えではなくて、県の方針、考え方としては4億2,000万円、来年3月までなら4億5,000万円になるものに対して、どうなんだと。向こうのことを聞くだけでなく、こっちの意見は何も出てないじゃないか。その辺を答えて。

中山障害福祉課長 その点、繰り返しになるのですが、施設の運営に必要な分は残さざるを得ないので、その分を残して、その他の分については県に還元をしてほしいということでございます。

高野委員 この前の資料の金額のことを言っているわけか。あなたたちは、この委員会を何回やっても全然進歩がしていないような気がするんだけど、実際の腹づもりがあった上で全てのものが進んでいくんだから、県の方針としての腹づもりがよくわからない。都合悪くなると、向こうの理事会をして理事会でという話なんだけど、そこが始まらないと次の質問に入れない。

中山障害福祉課長 済みません、繰り返しになるんですけども、県の方針といたしましては、法人の運営に必要な分は残すということで考えていきたいと思っております。

高野委員 いや、それが幾らなのかと。こちらは4億2,000万円なり4億5,000万円という数字がわかっていて、必要な数字って幾らなのか。

中山障害福祉課長 金額で提示できる部分は先ほども御説明をいたしました。自立支援給付費で未収金として残ってしまう5,000万円弱の部分と、それから、当座の現金として1カ月がいいのか、2カ月がいいのかという議論がございますが、この部分は社会福祉法人会計基準上妥当な額を税理士から示していただいて、その分に限っていただくと考えております。そして、当座すぐに入所者の処遇改善のために還元したいという部分がございますので、その部分につきましては、先ほど申しましたとおり、女性のグループホームが約8,000万円と聞いております。その他の部分の備品については、金額が出ていないということですので、考え方としては、その分を若干と考えているところでございます。

高野委員 だって、この審査をもう1カ月以上やっているんだよ。1カ月以上やっても、ただ、こう言われたから、ああ言われたからという話だけで、県の方針は何も出てないじゃないか。まず県の方針を決めて、あとは向こうがこう言っているけど、少し多いからこのぐらいにしたい、あのぐらいにしたいという、そこから始まらないと、留保金の処理の問題が出てこないでしょう。

中山障害福祉課長 おおむねのラインは出たのかなと思っておりまして、入所者のサービス還元のために使う部分というのは、大きな施設面については県でやらせてくださいということで伝えております。すぐを買う備品などの調整が若干残っていると、あと金額的に出てこないのは当座の現金の部分で、1、2カ月で、自立支援給付費が約5,000万円弱でございますので、1カ月とすれば2,500万円程度という話になりますので、そのあたりのラインは出ているのかなと考えているところでございます。

高野委員 おおむねのラインが出ているというのは、1つのことを言っているんじゃないで、全体のことを言っているんだ。全体でおおむね幾らなんだという話をされていて、4億5,000万円からそれを抜いた金額は、留保されていてもされなくてもいい金額じゃないかということをやっているんだ。どうもあなた方は、山梨ライトハウスで言うところの、例えば新しい施設の積立金について、来年3月にここが非公募でと言っているけど、私たちは公募すべきだと思っているよ。ここがもし公募された場合に、どうなっていくのか。その辺も含めて考えていかないと、あなた方が山梨ライトハウスとどういうやりとりをしているかもわからない。もし、指定管理から外れるようなことになった場合に、新しい施設の積立金を幾らにするとか、そんな必要がどうしてあるのか。おかしいじゃないか。

中山障害福祉課長 以前、提出させていただきました資料には、積立予定額として、修繕、備品、人件費、施設整備の4つに分けて提示をさせていただきましたが、現段階では、修繕と施設整備はさせないと。備品につきましては若干調整が残っていると申しましたが、人件費につきましても、今後、安定的に収入が入ってくるわけですから、そのための積立は要らないだろうということで、これもなしという格好で考えております。

高野委員 この前の資料で人件費積立予定額として9,000万円。これは何のための

書類なんだ。収入と支出があるならいいけど、収入を書かなくて支出だけを書いているという、こんなばかな話はないじゃないか。こうしてみると大体幾らになるのか。この前の書類には、施設整備積立予定額として2億2,300万円とあったが、これはあくまでもこの指定管理の話であって、次へつくりますなんていう話までする必要があるのか。

中山障害福祉課長 人件費のところは、御指摘のとおりでございます。今後、積み立てるということはしないように話をしております。おおむねの金額でございますが、備品は本当に調整の部分で、微々たるものだと思いますので、未収金が約5,000万円といたしますと、当座の現金をどのぐらい残すかでございますが、このときの資料では4,000万円としていましたので、仮に4,000万円といたしまして、あと、グループホームに8,000万円と申しておりますので、これを足すと1億7,000万円前後と考えております。

高野委員

簡単に言えば、指定管理者は自分のところでもうかれれば、指定管理にされている法人自身にもうけがあれば、どんどん、次の事業へ進んでいくお金もあわせて引っ張り込んでいるということと同じじゃない。それで、さっき言っていた人件費積立予定額9,000万円もそうだが、この書類自体ひとつも信用できなくなる。本当の話は、本当のことはどこにあるのかと。人件費積立予定額9,000万円で、修繕予定額1,600円、備品積立予定額1,300万円とあっても、はっきり言って全部信用できないよ。こういうことでこの9,000万円を書いてくれば。だから、計算を合わせるための数字づくりのためつくったとしか、どうしても思えない。だって、施設整備積立予定額2億2,000万円と、あなたが出した書類には書いてあるんだよ。きょうみたいに何も資料がなくて説明するうちはいいけど、あなたたちはこれを出しているんだから。

じゃあ、例えば備品積立予定額について、いつ、何回理事会を開いているかは知らないけど、今年備品は何と何を予定しているのかなんて、最低でもそのくらのものはあるでしょう。もっと細かい全ての資料が欲しいよ。あなたたちがどのぐらい山梨ライトハウスと話をしているのか、山梨ライトハウスの言うとおりになって、答弁をしているのかが全然わからない。わからないけど、4億2,000万円なり4億5,000万円というお金が留保されていると。ここは県の土地の上に県の施設が立ってやっているんだから、県がしっかり確認をとりながら、法的に福祉法人の場合はこうだ、あだなんて話ではなくて、基本へ立ち返って、こんなに利益の出るような法人であれば、留保金は何とかがよとか、もっと競争をさせて、例えば見積もり合わせでも、入札でもしながら、例えばもっと少ない金額でやってもらうとか、いろいろな考え方があると思うんだけど、今、あなたたちが山梨ライトハウスと話をしている話は、ただずるずる進んでいくだけで、改革も変革も何にもないと私はそう思っているんだけど。もうちょっと細かい資料というものがないのか。あなた、そこで答えているんだから、あるだろう。

中山障害福祉課長 この資料をつくらせていただきましたのは、夏ごろでございます。内部留保がたまっておりまして、その用途を明確にして、理事会で議決をとって、今後積み立てていかなければならない社会福祉法人の新会計基準と、来年度から始まります社会福祉法人制度の改革にあわせたものを、つくってございませんでしたので、これを機会にちゃんと色を分けて積み立ててほしいと依頼をして、出てきたところがこの額でございます。資料の下のほうに点字プリンターと内容は書いてございますが、それをいつ、どのように執行するかまでは法人の事

務局としてもまだ詰めきれていない段階の資料でございます。

高野委員

聞いていることと答えていることが全然違って、意味がわからない。要は、これほどの金額が留保されているのにどうするのかというのが一つは県の考えじゃないのか。向こうへ渡してしまえば、あとは向こうの資料に基づいて、何でも結構ですよと、こんなことをずっとやらせておく福祉保健部自体が基本的におかしいと言っているんだよ。議員が指摘をして、こうだ、ああだと言う話よりも、留保金が4億5,000万円にもなってしまうけどこれをどうするのかを本来考えなければならぬのはあなたたちなんだ。だけど、あなたたちに聞いても、山梨ライトハウスではこう言っている、理事会でこう言っているとライトハウスの話しかしない。ここは県の施設じゃないのか。そのところを、福祉保健部が大きな勘違いをしていると私は思っている。

さっき、施設長の給料、職員の給料の説明があったが、あなたはこの前、県職員に準じたと言ったよ。県職員に準じるっていうのは大体どういうことか。そして、県職員に準じるべきものが普通の民間を調べてみたら、それよりも低いと言う。言っていることが信用できない。普通、準じるっていうのは、どういう意味なのか。簡単に答弁すると大変だよ。

中山障害福祉課長 人件費のところは、済みません、ちょっと言葉足らずでございました。説明をさせていただきますと、法人は県の行政職給料表を採用しておりまして、1級から4級を採用いたしております。しかし、実際の運用は1級から3級です。3級というのは、県の職位で言いますと主任に当たるわけでございます。さらに、初任給の基準につきましても、県よりも8号から13号給を落として採用いたしております。例で申しますと、大卒上級の初任給、平成26年度で申しますと……。

高野委員

そんなこと聞いてないからいいよ。あなたは県職員に準じると言ったんだ。準じるものが、そんな何級も落ちるわけがないじゃない。準ずるっていうのは、少なくとも1か、せいぜい落ちて2が準ずるっていう意味だから。全然、その意味にそっていないし、口で惑わせばいいっていう話じゃない。だから、この資料の部分においても、全てがそういうふうにはしか思えない。福祉保健部では、この留保金の問題をどう考えて、どう進んでいくのか。明確な数字が出てこないから、こちらでももう一步突っ込めないじゃないか。そうすると、もっと詳しいこの資料を用意してくれと言わなければならないってことだよ。さっきの大体の金額が、だんだん聞いてきたら、だんだん出てきたから、そろそろ集約できるだろう。

中山障害福祉課長 済みません、今時点では、先ほど申しました1億5,000万円から2億円という、多分1億7,000万円前後になると思いますが、そのラインを残すという格好で、あとは県に還元をしていただく。この4億約3,000万円の内部留保についてはそのような方針で臨みたいと思っております。

高野委員

先ほど申し上げたとおりって、先ほど申し上げてないじゃないか。1億5,000万円から7,000万円とかは、さっき話していないよ。あなた、言ったつもりか。言っていないでしょう。そんないいかげんな答弁がありっこない。あなたは幾ら必要なのかわからないと言ったじゃないか。理事会がどうたらこうたら、社会福祉保健法がどうたらこうたらで、正確な数字はわかりませんって言ったんじゃないか。先ほど申し上げたと、そんなことでいいと思うのか。

単純に言えば、今年10年目で、来年の3月まで行くと、多分4億6,000万円ぐらいになるんじゃないかなと予想しているんだけど、そのうち1億6,000万円を抜くと約3億円残るわけだ。では、その3億円を返済に向けてもらうよう努力をしていく。返済がどういう名前で一般財源への振り込みになるのかどうなのかはわからないけど、3億円ぐらいのお金は県に入ってくるという認識でいいんだな。

中山障害福祉課長 先ほど売却も含めて両にらみでということをお申しましたが、もし返していただくということになれば、そのあたりを目標に頑張るといってございませう。ただ、社会福祉法の縛りがございまして、一般財源化というのはなかなか難しく、施設の整備、改修に充てるという特定の用途をもって法人は支出をしないと、国の通達違反に当たりますので、その点だけございませう。

高野委員 ここは今まで非公募で10年もやってきたものを、また随意契約で5年やるか幾年やるかわからないけど、これは完全に公募にしてもらって、もし今の山梨ライトハウスが離れた場合には、やっぱりその留保金の資産というものは置いていってもらおう。もしくは、その切りかえ時期にという。県だって困っているから県債を思い切って10億円発行して何とかしたいと話しているにもかかわらず、4億5,000万円も留保金があるものを、黙ってそれを置いていくなというのはおかしいと。それは、県の施設、県の土地で生み出した利益だから。だけど、あなたたちの理解はそうじゃないんだらうな。山梨ライトハウスが作り出した利益だからという認識にしか聞こえてこないんだけど、そのところもうちょっとはっきり言ってくれるか。

中山障害福祉課長 内部留保につきましては、県の財産、土地を運用することによって生まれたということは間違いのないところございませうので、その認識ございませう。これまでは内部留保につきましてはサービスの還元に使ってほしいと言ってきたわけございませうが、還元をしきれないほどの額にたまってきたということございませうから、これにつきましては、長期的に考えたときに施設を直す、建て直すという話もございませうので、県に還元をしていただくという考え方で臨んでいくべきであらうと考えております。

高野委員 30年ためて、30年後につくり直しましょうという、簡単に言えばそのぐらいの軽い感覚だね。だけど、公募にするか非公募にするかによっても変わってくる。当初、管理団体が1億6,000万の留保金を持っていたときに、もう少し福祉保健部で何とかできなかったのかと、改めて不快に感ずるんだけど、これをもし公募した場合、ほかのところが入ってきたら、そのときにはこの留保金の来年3月までいくと4億6,000万円になるとしたら、その4億6,000万円はどうなるのか。

中山障害福祉課長 このまま指定管理を続けるということでありませうと、先ほど申しませうとあり、戻していただいた上で公募にするということございませう。

高野委員 戻していただいたって、留保金を戻していただいた、土地、建物を戻していただいたと、どっちなんだ。

中山障害福祉課長 指定管理を続ける場合ございませうから、土地、建物は県のものとして、今ある内部留保のうち、多額にのぼっている部分については戻していただいて、

改めて公募する場合は公募するという格好になると思います。

高野委員 非公募の場合はどうか。

中山障害福祉課長 非公募の場合も同じに考えております。とりあえずここでは返していただいて、その後はまたその後ということです。

高野委員 では、少なくとも、ここできりをつけるということは間違いのないことだな。少なくとも 3 億円ぐらいは、福祉保健部に入るのか、何に入るのかは別として。今度 3 億円が必要ないと思ったら、また施設の追加とか何かという変な話をするのであれば公募にするべきだと思う。ほかにまだこの前、桜本委員が買い取ってもらったらどうかという話もあったが、方針はいつごろに結果は出るのかな。

中山障害福祉課長 この指定管理の期間は今年で切れます。来年度以降の指定の議決を 12 月にいただくことになっておりますので、それまでにはつけなければいけないと考えております。

高野委員 それは無理だろう。時間を押して、わざとずるずる行きながら、非公募で持っていくみたいな話にしか聞こえないんだけど、あなたたちが早く結論を出すことが公募になるのか、非公募になるのかということじゃないのか。

中山障害福祉課長 現時点では、先日も回答させていただきましたけれども、公募する場合には体制、ここは職員数が多くございますので、引き受ける場合には体制を整えなければならないということもございまして、ある程度の時間を取るべきだという意見もございました。

高野委員 今の答えだが、ライトハウスに聞いているわけじゃなく、福祉保健部としてだから。あなた、時によっては県の立場になったり、時によってはライトハウスの立場になったりしての返答はしないで。

中山障害福祉課長 次回につきましては、非公募でさせていただきたいと考えております。公募には、先ほど申しましたとおり、体制をつくっていただく時間がございませんので、非公募にさせていただいて、仮に公募にする場合は、次の次からということで十分なアナウンスメントの期間を取って公募を検討していきたいと思っております。

高野委員 その 4 億 5,000 万円なり 6,000 万円なりを留保しているということ自体が異常なんだよ。異常ということは、その施設が県の方針としては逆に認められないものなんだよ。だから、こういうことを言っているわけ。だから、県がもうちょっと早く気がついて、1 年に 3,000 万ぐらいは何かの方式で県のほうに、例えば建物代、土地代にしても返してくるみたいな形ならわかるんだけど、あくまでも非公募に決めていて、ここでみんなが公募でどうだといって、いいとなったらどうするんだ。別にここで採決とってもいいよ。福祉保健部長、そうになったら、どうするの。別に、まだ非公募って完全にもう決めているわけなのか。そこのところよくわからないんだけど。

吉原福祉保健部長 施設も含めまして、今年度で指定管理が終わる施設につきましては、県の

方針として、福祉保健部の施設に限らず、明年度、切りかえの時点では非公募で実施をするというのが今のところの県の考え方でございます。これについては、県の考え方を説明させていただいているところでございます。

高野委員 問題があるからここでこういう話になっているんでしょう。問題があるから非公募やめると、例えば言われたときにどうするのかということだ。

吉原福祉保健部長 委員会での御議論、委員からの御意見は尊重していかなければならないと思いますので、そういう御意見をいただくということであれば、私も持ち帰って、主管の知事政策局とも含めて検討させていただきたいと思います。

高野委員 ちょっと、ピントが合っていないな。こういうことになっていること自体がおかしいと言っているんだ。それを全然、福祉保健部は認めてない、あなたの答えでは全然認めてないと。これを指摘した初めからそういう話し合いで来ているんだけど。この4億2,000万円、今年いっぱいになると4億5,000万円、6,000万円になる、これ自体が非常に遺憾に思うが、あなたたちは思っていないんじゃないのかな。そのためにさっきから、答えを出すように話をして、完全に3億円は返してもらいたいと言えば、こんなこと言わないよ。あなたたちはどうも曖昧で、それもいろいろとまた考えてと言うから、あえて言いたくなるわけだ。

（ 休 憩 ）

高野委員 午前中の最後のまとめをしたいと思っていたんだけど、ほかの委員もこの件については話したいところがあるようですから、私はその後にもた質問させてもらいたいと思います。

桜本委員 前回留保になっていた件ですけれども、私の立場としては、スタートから管理委託を受けて、1億6,000万円ぐらい内部留保し、そしてそこから9年近くにわたっての指定管理を受けていたその合計が4億2,000万円だと。今年度を入れれば推定で4億五、六千万円にもなる中で、そもそも社会福祉法人のスタートとしては、要するに設立者の土地だとか、あるいは財産だとか、そういったものを提供してスタートして、それ以外のものについては借り入れると。借りる場合もやはり設立者が全責任を持ち保証人となっていくという、そういったリスクをなくここまでやってきた中で、4億数千万円も蓄積をしてきたとことを考えると、非常に楽なやり方をずっとしてきて、比較的競合もなく、移行してきたと。私は、福祉保健部の中には監査する部署もありながら、その金額を毎年蓄えていたのは、県としてもその実情を知っていたにもかかわらずずっと放置をしてきていた。そもそも指導するべきところが何もしなくて、ここまで来たという点についてはどのように部長は思っていますか。

吉原福祉保健部長 この状況を見ますと、毎年3,000万円近い内部留保が出てきたということとございまして、これについてはその時点でやはり内部留保について県として県民のためにどのように使うかという視点で、県としての考え方、方針を示し、法人と交渉協議をする必要があったと思っております。その点、私もがそういったことができなかつたことについては、申しわけなく思っております。

桜本委員 そして今度はこの法人に有利な、今後の事業展開に対して指導していくとい

う、非常におかしい方向に進んでいきました。しかも、今回指摘した中で、長期的な職員の安定を図るために人件費をプールしておかなければならないとか、あるいはわけのわからない建物の維持管理のため積み立てておかなければならないというように、もう指定管理という流れではなく、もう県のもの知らない間に自分たちのもののようにしてここまで来たというやり方、また、そのやり方に気づかなかった、あるいは気づいていたかもしれないけれども、何の指摘も、指導もできずにここまで来たということに、私は非常に深い違和感を覚えます。

今回、こういうお金がここに本当に温存されていたということは、逆に言うと、県民にとっては救いになる。そしてまた、施設に入っている方にとっては、なお安定的なことを将来的なことをここで考えていただけるといった両面にわたって、いいきっかけにはなったと思います。しかし、気がつかなかったということであれば、本当にこれは残念でならない、そういった事態が起こったと思います。

その中で、今、具体的にどのようなやりとりをその法人として、県としてはお金を戻してもらうのか、あるいは、私がお話したように、例えば土地、建物のしかるべき金額を示していただき交渉に入った感触、向こうの考え方をぜひお聞かせください。

中山障害福祉課長 先ほども申し上げましたが、当委員会の指摘を受けまして、備品のところでちょっと滞っている部分がございますが、まずは返すということで交渉を続けております。そして、8月末に桜本委員から、いっそ買い取ってもらったらどうかという投げかけもございましたので、それについても法人と協議を進めております。事務局では、前向きに考えるということで、9月の末に理事会を開いて謀っていくため、今、内部の調整をしているところでございます。

桜本委員 これから、買ってもらうという方向で進めていくということであれば、先ほど私が述べたように、競合するような施設ではないわけです。どちらかということ、寡占的、独占的な中で、スタートから今まで山梨県が確固たる応援をしてきたわけですから、法人自身もその辺はわかっていると思います。例えば購入したとしても、これからもなお安定的な事業展開ができるわけですから、そこについては逆に、ここまで大きい法人としてののれんをつくり上げてきたのは、県と、そして県民のおかげであるということも踏まえて、少しでもいいから、その実勢価格より高く売却できるような努力をしていただけますか。

中山障害福祉課長 今、10億円となっていますのは、財産台帳の価格でございます。法人と協議する中で、当然、手持ち資金では足りないので融資を受けなければならないということで、融資を受ける際には担保価値を設定して、不動産鑑定をやる必要があると言われております。もし買うという暁には、不動産鑑定の予算をお願いいたしまして、不動産鑑定をさせていただいて、それをベースにまた法人と協議をしたいと思っております。

桜本委員 ここまで内部留保ということで、4億数千万円も蓄えてきて、それを原資として使えるわけですから、スタートの始める開設者とは当然状況が違いますし、楽な運営もできるわけです。そしてもう営業もしておりますし、例えば自立支援給付金も2カ月おきにもう確実に入るわけですから、経営も安定的な推移の中で動きます。そういうことを考えていけば、貸すほうも貸しやすいし、そして利息においてもやはり民間に借りるにしても通常よりも安く借りられると

思います。そういったことの中で、いま一度、県民、そして入居者の方々にとってプラスになるように、本当に高く売却できるように努力をしてくださいと思います。答弁求めて終わります。

中山障害福祉課長 御指摘を踏まえまして、できるだけ頑張って交渉していきたいと思います。よろしく願いいたします。

高野委員 今、私が言いたいことを桜本委員が言ってしまいましたが、私は、今残っている留保金についてはどうするのか、先ほど出た売却、社会福祉法人だからそうは言わないけど、どういう形なのか、寄付金もらってというのか、そういう場合、時間的にこの2点を早くしても、もしだめであれば、むしろ公募にするべきじゃないかと思っている。この3つについてしっかりとした答弁をしてくれば、もうこれ以上聞く必要もないので、その辺について部長から適切な返答をしてもらいたいと思います。

吉原福祉保健部長 青い鳥成人寮の内部留保金に対する対応方針について改めて御説明をさせていただきます。

青い鳥成人寮につきましては、これまで委員から御意見をいただいているとおり、県有の土地、建物を活用して指定管理を行っているということであり、内部留保金については、施設運営に必要な部分を除いて県に還元してもらおうという方針でまずは臨みたいと思います。

具体的には、未収金ですとか、あるいは年度当初等、運営に当面要する費用、それから、現在、既に計画、整備を進めているグループホーム等の建設に要する経費などですが、私どもこの辺の経費について試算をしますと、約1.6億円前後になるかと思えます。この1.6億円という金額については、ちょうど10年前に指定管理を受ける時点において法人が留保していた金額と同じぐらいの金額になりますが、この分を残して、残りについては今後、この施設の改修等に充てるために、県に還元してもらおうということで交渉をしてみたいと考えております。

また、これまでも桜本委員からも御意見をいただきましたが、長年にわたって安定的な管理運営をしているということもございますので、内部留保の還元ということではなく、この施設を県から移譲する、法人にしてみると法人が買い取るといった方法についても設定額の交渉を行っていききたいと思います。この交渉の結果がどうなるかによって、指定管理になるかどうかということにもなります。指定管理につきましても、公募という御意見もいただいておりますので、その辺については検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

高野委員 大体いつごろにちゃんとできるのか、その辺だけはっきり答弁してもらわないと、この特別委員会もこのまま福祉保健部のために、ずっと解散もできないということでは困るから、ある程度目安を切ってもらいたい。私たちもその目安があるけど、この問題は逆に議長に預けるなりしていかなければならないと思う。例えば12月に公募、非公募を決めるとなると、10月の半ばぐらいまでには方向がはっきりしないと前へ進まなくなってしまう。例えば、今、10月半ばまでにはめどをつけて、委員長、議長に報告ができるようにするというのであれば、この特別委員会はここで終結することができると思うけど、その辺の覚悟について、責任を持って最後に答えてもらいたい。

吉原福祉保健部長 いずれにしても、この施設の指定管理は今年度末までですので、12月議会には今後、指定管理で臨むのかどうかお願いをしなければなりません。そのための準備などを含めて10月後半までにということで、交渉を進めてまいりたいと考えます。

高野委員 責任を持ってと言っていない。そうでなければ納得できないじゃないか。

吉原福祉保健部長 そこに間に合うように責任を持って交渉してまいります。

（山梨県立富士北麓駐車場について）

桜本委員 マイカー規制以外というのと、約10カ月になるんですが、その期間、どのようにこの駐車場は活用されているんですか。

志村観光資源課長 スバルラインのマイカー規制期間以外の10カ月の利用についての御質問でございます。富士北麓駐車場につきましては、2カ月間、御存じのようにマイカー規制で使っておりますけれども、それ以外の期間につきましては、イベント利用等を促進するということで、活用させていただいております。今まで防災ヘリの発着所、それから各種防災訓練の会場としまして、また、マラソンとかサイクリングイベントの臨時駐車場としても利用されておりました。平成26年度は16件の利用がございました。

桜本委員 そうすると、その期間もやはり中に駐車場を管理する人がいるわけですか。

志村観光資源課長 はい。観光案内所の中に職員がおります。

桜本委員 ということは、建物の中にいて、あとはフリーの状態ということですか。

志村観光資源課長 観光案内所につきましては、来場者がございますので、その対応をすることになっておりますが、基本的に駐車場自体は閉鎖をしておりますので、定期的な確認作業を行っております。

桜本委員 いやいや、今、16回のイベントにも使われると言いましたよね。その16回のイベントのときには、ちゃんとした駐車場係、誘導係はいるんですか。

志村観光資源課長 イベントで使用する場合は、基本的には県が申し込みを受けて許可をしております。県で鍵を開ける作業をさせていただき、そのイベントの間はイベント利用者が警備等をつける形になります。

桜本委員 それでは、イベントは指定管理における自主事業ということですか。

志村観光資源課長 自主事業の場合は、これは指定管理者が県に許可を取る形になりますが、そうではなくて一般の大会ですとか、レクリエーションとかで使う場合は、それぞれの主催者が県に許可を取って、当日そちらを使うという形になります。

桜本委員 指定管理というのは、そもそも行政を離れて、その期間は民間に指定管理という形で出すということですから、県のそういった公務員的なものが介在しない形の中で全部委託しているんじゃないんですか。

志村観光資源課長 富士北麓駐車場の指定管理につきましては、マイカー規制期間中の駐車場の料金徴収業務、それから案内所の案内業務、そして通常の駐車場としての全体の管理ということでございまして、イベント等で使用する場合は県の行政財産を使用するというので直接県が申し込みを受けて許可をしております。

桜本委員 非常に二重構造的なやり方で本来の指定管理の業務と離れている感じがしますが、そういった使用で間違いはないんですか。

志村観光資源課長 今、説明した使用の形態になっております。

桜本委員 我々には仕様書というものが手元にないのですが、それに対してこの仕様書のここに当てはまりますよという説明をしていただけませんか。

遠藤委員長 仕様書は手持ちにございますか。配付できますか。

志村観光資源課長 御用意させていただきます。

桜本委員 それは 16カ所のイベントはわかるようになっているのかな。

志村観光資源課長 16件のイベントは、また別に実績として御用意させていただきます。

（ 休 憩 ）

桜本委員 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例がありますよね。管理条例に基づいた規定の中で知事の許可というところも見てわかったのですが、そうなる、先ほどの答弁、知事に、要するに県の許可を得たものについては、例えばイベントで富士河口湖町が使った場合、利用者に全部任せるから、指定管理者には及ばないということですね。

志村観光資源課長 県が許可をした駐車場を利用する場合は、申請した利用者がその当日は利用する形になりますので、そこに指定管理者がかかわるところはございません。ただし、駐車場全体の管理はしておりますので、適正に利用しているかどうかというところはあるかと思います。

桜本委員 例えば、小瀬スポーツ公園内においても、やはり行政にかかわるイベントがあります。そういった場合には、あの中にも自主事業といった部分があるのですが、この富士北麓駐車場内における自主事業というものはないんですか。

志村観光資源課長 自主事業も積極的にしていただくことになっておりますが、今のところまだ実施した例がございません。ただし、自主事業で駐車場を使う場合においても、県に申請をしていただいて、県の許可がないと自主事業としても使うことができません。

桜本委員 そんなことは当然わかっていますけれども、この管理条例の中に富士北麓地域の観光の振興に資するためという大前提がある中で、自主事業は一切やられていない。しかも、富士北麓駐車場の現況を見ると、これだけの利用しかないということです。要するに条例ですから、条例に基づいた指定管理をされていないということじゃないですか。

志村観光資源課長 ただいまの御指摘でございます。これは指定管理者だけでなく、県についても、この富士北麓地域の観光の振興に資するという意味では責任を負っているかと思えますので。

桜本委員 そういうことじゃない。指定管理者の問題ではなくて、山梨県の富士北麓駐車場設置及び管理条例のことを言っているわけですよ。条例に基づいて山梨県がこの駐車場を、富士北麓の観光振興に使うために指定管理に出しているわけなのに、自主事業も何もやっていない、しかも 365 日の中で 2 カ月間のマイカー規制のほかは、16 のイベントしか使われていないという現状をどう考えているんですか。そこが問題なんですよ。

志村観光資源課長 ただいまの御指摘につきましては、本当に私どもの指導監督も行き届いていなかったということで反省はしておりますが、指定管理者にも今後厳しく、自主事業、またイベントの誘致等を促進するよう指導していきたいと思います。

桜本委員 私の意見書も、本当に今の問題に尽きるわけですよ。このことについて注意するのではなくて、県としてどう考えていくんですか。山梨県の管理条例に基づいて一番しなければならないことを、この仕様書ではどこであらわしているんですか。

志村観光資源課長 お手元にお配りしました別紙 2 の山梨県立富士北麓駐車場管理業務仕様書でございます。その大きな 3 番目、富士北麓地域における観光案内、周遊観光の取り組みに関する業務という中で、案内業務もございしますが、(2) に駐車場を活用した周遊観光の拠点づくりとあり、指定管理者は拠点づくりに努めるということを規定してあります。

桜本委員 その点については、謝るだけではなくて、気がつかなかったということではなくて、どの部分で努めてもらっているんですか。

志村観光資源課長 指定管理者としまして、関連する企業等にも協力をいただく中で周知をしていると認識しております。

桜本委員 認識とかではなくて、指定管理者を決められた中で最も大事でやらなければならないことについて、具体的にこの部分をやってもらっていますというのは、どこの部分がそれに当たるんですか。

志村観光資源課長 自主事業ということにつきましては、今、言えることはございません。

桜本委員 仕様書の 4 ページに、モニタリングの実施ということで、別に定める「指定管理者施設のモニタリングに関するガイドライン」、「富士北麓駐車場モニタリングに関する実施要領」に基づき、このモニタリングに協力するとあるのですが、これはどういうガイドラインなんですか。

志村観光資源課長 これは指定管理施設において、他の施設でもそうだと思いますけれども、その施設利用者に対して、満足度等を調べることについての要領であります。

桜本委員 そういった中で、そのモニタリング等の協力というのは具体的に受けている

んですか。

志村観光資源課長 これは指定管理者の側でアンケート調査等を実施しております。

桜本委員 そんな中で、わからない点が多いのですが、自主事業はやられていない、そして、市町村とのかかわり方もあるかと思うんですが、周辺自治体との整合性など、どんなことを図りながら、指定管理者に対して自主事業、あるいは富士北麓の観光振興の発展のために資する、こういったことを具体的に要望していきますか。

志村観光資源課長 済みません、先ほどの自主事業について1点訂正をさせていただきたいのですが、イベント開催という意味での自主事業は行っておりませんが、レンタルサイクル事業という自主事業は行ってあります。

それから、今の御質問でございますけれども、もともとこの富士北麓駐車場設置につきましては、地元の市町村等の御意見も伺う中で設置した経緯がございます。そういった中で地元市町村も富士北麓駐車場を活用していただくよう、現地でごらんいただいた売店等もさせていただいておりますので、そういった地元の御意見もまた踏まえて、指定管理者には活用の仕方について協議または指導していきたいと思っております。

桜本委員 その点について、管理条例という一番中心となるものに基づいて、指定管理者が自分たちの蓄積されたノウハウを発揮していただかなければ、指定管理にならないわけですね。その中で、3,200万円ほどの指定管理料を支払っているのですが、逆に県がやった場合、どのくらいでできる算段なんですか。

志村観光資源課長 指定管理に出す以前は、県が直営という形でさせていただきました。県が直営といたしても、施設管理でございますので、それぞれ専門の業者にも委託をするということで、県が直接さまざまな業者と委託契約を結ぶ中で運用してまいりました。そのときの経費と比べますと、指定管理料のほうが数百万安くなっている状況です。

桜本委員 具体的な金額は示せますか。

志村観光資源課長 済みません、時間を取って申しわけございません。今、調べておりますので、後ほど提示をさせていただきたいと思っております。

桜本委員 指定管理にすれば幾らになるという大前提があって、県にとってこれだけメリットがあるという数字は、一番の肝じゃないですか。今まで県が直営でやっていたら幾らかかって、それが指定管理で毎年3,200万円ですというのは、名称の次くらいに大事なところですよ。

志村観光資源課長 大変遅くなりまして申しわけございません。これは平成26年度から指定管理に出しておりますが、平成25年度の県の直営時代の予算では、4,090万円ほどになっております。

桜本委員 750万円ぐらいの違いだと思います。仕様書の2(2)施設の利用促進という中に、富士急グループのセールス網を生かし、北麓駐車場の認知度を向上させるとともに、個人、団体客の利用促進を図ることとありますが、この部

分でいくと、経費が4,090万円から3,300万円ぐらいになって、七百数十万ほど下がっていますけど、この利用促進となっている効果というものが出ているんですか。先ほどの自転車か何かを置いただけという中で。

志村観光資源課長 十分な効果は出ているとは言えないと思います。

桜本委員 これも先ほどの金額が肝だと同じように、この富士急グループは日本の中でも認知されている中、仕様書にも具体的に書かれている中で、それができていませんというのは。これは、去年を振り返っているわけですよ。それができませんでしたということは言えないでしょう。この富士急グループのセールス網を生かしてもらおうということが肝だったわけだから、それができませんでしたという言いわけがここで言えますか。

志村観光資源課長 グループのセールス網を生かした活動等はしていたと伺っておりますが、結果として結びついていなかったということだと思います。

桜本委員 今の言葉も「伺っている」といった第三者的な発言。発言ってということは考え方。考え方っていったら、そういう第三者的な行動を今までしてきたということですよ。その裏づけの発言と考えると、観光資源課でこの部分をやる必要がありますか。もっと違う課にこの指定管理の所管を回せばいいじゃないですか。観光部長、いかがですか。

茂手木観光部長 委員御指摘のとおり、十分な効果が上がっているとは現状言えない状況だと認識しております。指定管理者に対しまして、この部分については強く要請すべきであったと反省をいたしているところです。

桜本委員 部長としての、本当に断腸の思いの発言だとは思いますが。非常にやはりこういったものは、金額ということ以前に、民間にこういったものやっていたら、どれだけ地域の活性化なり、この施設の再利用を含めるかということが一番大事なことだと思うんですね。相手方に対して指定管理をしたからといって遠慮する必要はないんですよ。十分にやっつけられるだけの管理料を払っているわけですから。毎月のようにどういう状況ですかと常にやりとりをする。新たなセールス網を使って何かイベントがございませんか、周遊観光になるようなものはありませんかということを常にやっぱりやりとりしていかないと、こういったものはうまくいきません。その部分も含めて、ぜひこれからは本当にゼロからやり直すという気持ちの中でやっていただきたいと思っています。

続いて、富士山の協力金についてですが、以前は徴収業務を行っていたということだったのですが、どのような状況だったのですか。

志村観光資源課長 昨年度、富士北麓駐車場、富士山の5合目、吉田口登山道の佐藤小屋の3カ所で徴収をさせていただきまして、富士北麓駐車場での徴収は全体の11%でございました。今年度についても、今やっているところでございます。

桜本委員 現地調査に伺ったときに、徴収が二重に行われることは利用する人にとって非常によくはないから、徴収は今のところ取りやめているということをお話していただきましたけど、平成26年度は徴収を行って11%だったということですか。

志村観光資源課長 大変失礼しました。平成26年度について11%でございます。

- 桜本委員 今年度は、どういう意向になっているんですか。現場でそういったことを聞いた記憶があるのですが、平成26年度は2ヶ月間完全にやり通したのですか。また、今はどうなんですか。
- 志村観光資源課長 26年度につきましてはマイカー規制期間中受付をさせていただきました。今年度につきましては、徴収率がなかなか上向かない中で、なるべく多くの場所で受け付けをしようということで、途中から、8月6日から北麓駐車場でも受け付けさせていただいております。ですから現地視察の時点ではまだやっておりませんでした。
- 桜本委員 去年11%だったのに、なぜまた途中でやめて、また……。我々が現地調査に行ってから、復活したということですか。
- 志村観光資源課長 時期とすればそうでございます。理由としましては、昨年度実施した中で、北麓駐車場でも、5合目でも受付がありということで、二度、受付があるという御意見が多かったという中で、5合目の1カ所に集約をさせていただきましたが、徴収率がなかなか上がらない中での対応として急遽、途中からでありましたけれども、北麓駐車場でも受け付けをさせていただきました。
- 桜本委員 そんな話を聞いて、非常にちぐはぐだと思ったんですよ。例えば、一般的に徴収してもらったものは、3円ぐらいのシールでいただいていますよっていうぐらいのものはできるわけですよ。そういった知恵というか、そして、今、徴収比率が非常に下がっているという中で、途中からまた始めたなんていうのは。途中から始めて何か解決策というものは出たんですか。
- 志村観光資源課長 途中からいろいろな方策は講じておりますけれども、昨年の状況には届いてはおりませんが、北麓駐車場で受け付けを行ったことで、その分は若干なりともふえていると思っています。
- 桜本委員 そういうことを言っているんじゃないかと、去年1年間、11%の徴収率があっても、何回も聞かれるのが嫌だからといって途中までやめていたと。途中までやめていてやり始めたのは、どうしてやり始めたんですかということですよ。休んでいる期間に何か考えていたわけでしょう。誤解を与えないように何か目印をするようにしたとか、始めたからには何か方策があったわけでしょう。どういう方策をとったんですか。
- 志村観光資源課長 協力金に御協力いただいた方には、富士山の浮世絵の図柄のバッジをお渡ししております。
- 桜本委員 それについても、平成26年度から27年の間にも長い期間があるわけですよ。その間に、こうしよう、ああしようという知恵を回しながら、平成27年からなぜスタートがきれなかったわけですか。私たちが現地に行ってから指摘されて始まったような誤解を受けますよ。
- 志村観光資源課長 そういった誤解を招いた点、大変申しわけございませんでした。いずれにしても、先ほど申し上げましたように、協力率がなかなか上がらない中で、我々もあの手この手という形での取り組みの中で北麓駐車場でも急遽始めたとい

う状況でございます。

桜本委員 あの手この手っていうのは、もっと前にするべきですよ。なぜ、あの手この手を使った中でスタートから切れなかったのか非常に私は残念に思うんです。その間、もったいないと思いませんか。

志村観光資源課長 昨年の状況の分析並びに今年度に取り組む際の対応に私どもの見込みの甘さがあったと思います。

桜本委員 よくね、やはり自覚をしてください。お願いします。
続いて、現地調査で見た中では、観光案内所で水分を取ることが非常に難しい状況です。あそこに浄水器というか、水を飲む場所もない中、おもてなしという部分では、やはり観光案内所において浄水器等は設置したほうがよるしいんじゃないですか。あるいはAEDも。どうですか。

志村観光資源課長 この点につきましても、夏場の利用が多い駐車場でございますので、案内所に水を飲む機械等がないということは利用される方に本当に申しわけない話でございますので、早速設置をする方向で準備をさせていただきたいと思っております。また、あわせてAEDにつきましても確認させていただきます。

桜本委員 最後になりますが、私どもが現地調査をした中で、車の中とか、あるいは車の周りで着がえている人たちが非常に多かった。例えば、海に行けば海の家があるように、山に登った後は、車に乗って帰るわけですから、やはり着がえ場所という部分も必要になってくるかと思うのですが、その辺、検討していただくことについてはいかが思いますか。

志村観光資源課長 ただいまの御指摘も大変ありがたい御指摘だと思います。ただ、1点、富士北麓の観光振興を図るという観点がございますので、案内所等では周辺の温泉施設等を紹介しているというところもございますが、また、利用者の御意見も伺いながら、案内所で何かそういった場所が、スペースが確保できないかどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。

猪股委員 現地を調査して、現状についてお聞きしたいと思います。まず、平成23年に建設された駐車場のうち、第3駐車場が芝生駐車場であります。この駐車場の当初の利用目的についてお聞きいたします。

志村観光資源課長 第3駐車場、芝生駐車場でございますが、当初の利用目的、これは当然、駐車場としての利用でございますが、それに加えまして、イベント等での利用を目的とした駐車場でございます。

猪股委員 現状を見させていただいた中で、芝の駐車場を、これまでどのように利用してきたかということで、実際、目的はそういう形なんだけど、結果はどういう形になっていますかね。また、当初の目的と合致しているかどうか、その辺もお聞きいたします。

志村観光資源課長 これまで芝生の駐車場につきましては、県内の幼稚園の遠足、県外の中学校の校外学習、レクリエーション、サイクリングのイベント等を行っております。また、平成25年度は国民文化祭の会場、イベントの駐車場、それから、

自動車のオーナーズミーティングといったことに活用されておりまして、この点につきましては、当初の目的と合致したものと考えております。

猪股委員 そこで、今後も現状のまま芝生駐車場として使用していくのかどうなのか、その辺をお尋ねします。

志村観光資源課長 先ほど申し上げました利用の中で、特にレクリエーションの利用、また、幼稚園の遠足等の利用については定着をしつつあるということもございますので、さらにそういった利用を促進する中で、この芝生駐車場は活用していきたいと考えております。ただ、マイカー規制期間中のお盆の時期等、ピークの時期につきましては、一時的に駐車場として利用するという考えでございます。

猪股委員 今の答弁ですが、マイカー規制が実施されていく中、ピーク時ですね、現在、現状のスペースで十分大丈夫なのかどうなのか、その辺はいかがですか。

志村観光資源課長 北麓駐車場は全体で 1,400 台、駐車可能な駐車場でございまして、これまでのところ、満車になったということがございません。今、マイカー規制期間が順次延びて、現在 53 日間でございますので、そういった意味では、総駐車台数はふえておりますけれども、1 日の平均台数として見たときには減っている傾向にございますので、今の駐車スペースで十分だというふうに考えております。

猪股委員 スペースは 1,400 台あります。芝生のスペースは 235 台分ですか。先ほど答弁いただいた中では、今のところ満杯になるようなことはない。利用についても、子供たちの利用が結構多いということを見ると、この第 3 駐車場、芝舗装と書いてありますけど、果たしてこのまま駐車場とうたうべきなのかどうなのか。芝生の傷みだとか考えると、車を入れるからそういう傷みがあるんでしょ。だから、あくまでも利用目的、利用の仕方、これは駐車場とみなす……満杯になってやむをえない場合しか使わないイメージなんですよ。最初から駐車場とうたうのが、私は間違いではないかなと思うんですよ。その辺、いかがお考えか。

志村観光資源課長 これはマイカー規制がまだ延びてくる以前の、マイカー規制が 15 日のときにこの駐車場ができましたので、そのときはまだ駐車場としてという思いがございましたが、今、マイカー規制が 53 日まで延びてきている中で、芝生への負荷というものもございまして、今、御指摘いただいたように、駐車場という表現でそこを使っていくのがいいか、また、イベント広場という形で基本的に使わないということがよろしいのかをしっかりと検討した中で対応していきたいと思えます。

早川委員 この駐車場は視察にも行ったんですが、富士山にすごい近く、自然環境が素晴らしいという中で、先ほど来、有効活用ということが出ているのですが、私も能動的に発信していないなというのは感じています。イベントとは少し違っているかもしれないんですけど、具体的な有効的な利用方法として、映画とか、テレビの撮影等があれば、本当に PR にもつながると思うんですけど、そういう実績はまずあったのか、伺います。

志村観光資源課長 今まで 1 件、予定がございましたが、雪で中止になっておりますので、今

のところ実績はございません。今年度については1件ございます。

早川委員 平成25年度、26年度、27年度で1件ということだと思んですが、少ないと思うんです。この場所は自然環境だけでなく、中央高速の乗り口や、東富士の降り口から、1分、2分のところであって非常にアクセスのいい中で、今までフィルムコミッションと連携する中で、そういう考えがなかったのか。ぜひ宣伝にもなりますので、有効活用につながるような、今後の考えについてもまとめてお伺いします。

志村観光資源課長 これまでも観光推進機構のフィルムコミッションとは連携をさせていただいて、ホームページ等でも紹介をしていただいております。ただ、まだ利用実績がありませんので、今後、さらに強化をして、周知、PRをしていきたいと考えています。

早川委員 質問が移りますが、これは前回の富士北麓公園の駐車場と同じなんですが、ここの名称が山梨県立富士北麓駐車場なのですが、そこから5分くらいのところに、山梨県富士北麓公園の駐車場があります。ここは富士山の来訪に関係する駐車場なのですが、その人がスポーツ公園に行って、スポーツをする人がこの駐車場に間違えて来てしまったということも聞いていますので、そのことについての今まで何か対応してきたのか、お伺いします。

志村観光資源課長 マイカー規制期間中は一番利用が多いわけですがけれども、そのマイカー規制期間にあわせて周辺道路に看板を設置させていただき、間違えないような誘導を今まではさせていただいておりましたが、今、御指摘のように、そういう中でもまだお間違えになる方もいらっしゃるという声も聞きますので、富士北麓公園とも連携しながら、お客様が間違えないような誘導方法をしっかりと考えていきたいと思っております。

高野委員 この富士北麓駐車場の問題は、本当に皆さん方の部局は御粗末きわまりない。資料を出せと言え、よくわからない資料を持ってきて、それに突っ込むと、それは違います、新しい資料はこうですなんて話では、どこに本当のことが書いてあるのか、全然私には理解できない。7月の31日に現地調査をして、芝生の現状を見て、最低芝生の結論ぐらいは出ると思うんだけど、あれはどうするのか。

茂手木観光部長 今までの対応につきまして十分な説明ができなかったことは大変遺憾なことで認識しております。深く反省すべきことと思っております。芝生の管理についてですが、芝生の状況があのようにはげた状況でございますので、それは指定管理者と協議をいたしまして、これを一番効果が高い、張りかえるという方向で、来年の春に間に合わせるために、今月中に結論を得て、実施の方向に持っていきたいと考えております。

高野委員 芝生をいよいよ張りかえる状態になったんだ。それはともかくとして、今まで芝生を張りかえるとかの話じゃなくて、種を植えつけないとかの話もなかった。辞典に載っているかどうか、広辞苑に載っているかわからないけど、自然回復と言ってみたり。この指定管理施設・出資法人調査特別委員会というのは何かというと、平成26年4月から平成27年3月までの指定管理施設、出資法人の状況を見据えているわけだ。その中で納得いかないのは、先ほども、

フジヤマ・クオリティが自主事業的には何もしていないとか、そういう部分が非常に多い。しかしながら、平成26年度の審査をやっていても、もう平成27年度も半分来ている中で、観光部が全然何も感じることもなく動いている。これは、黙っていれば、今までの状態が丸2年続き、さらに黙っていれば3年続くと。やっぱり役割をしっかりと果たしてもらわないと。はっきり言って、観光部が発注者であり、指定管理のフジヤマ・クオリティが請負者であるのは、同じ考え方だから。フジヤマ・クオリティはこうだあだと言っても、観光部で全然接触している様子も見られない。ほかの部局でいろいろな問題があるとき、みんな本当に真剣に、その指定管理者と話をしているんですよ。そういう部分ではあなたのところが最低だ。向こうから何か資料をもらっているのかどうか知らないけど、そういう部分の感覚を持たれないようにやっぱりしなきゃ。やるべきことはやってもらう、払うべきものは払う姿勢が全然見受けられないんだな。だから、今年の3月までの、この1年間の指定管理の問題を踏まえて、あまりこんなことをいつまでもやりたくないから、部長、幾つか今までの部分で問題があったと思う。芝だけの問題じゃない。その部分で、15分くらい話をしてもらわないとわからないと思うから、しっかりよく説明してくれよ。

茂手木観光部長 おっしゃいますように、さまざまな課題があったと認識をしております。先ほど、桜本委員からも御指摘がありましたように、富士北麓の駐車場は、設置目的の一つとして、地元の周遊観光の拠点として、地元の観光振興のために使うというものがあしながら、十分な結果が出せていなかった。これは、指定管理者の自主事業というものがある中で、そういったことがなされていなかったことは遺憾でございますし、私どもとしてそれを促すような強い指導をしてこなかった。これは大いに反省すべきことだと考えております。

それから、高野委員からも御指摘がございましたけれども、現地調査に行かれたときに、芝生がはがれているような状況であった。これは、県民目線から見れば、何の管理をしているんだと言われても仕方のないところでございます。ここには県費というものをつぎ込んでおきながら、管理が全くなされていないではないかと言われてもそのとおりでございます。したがって、これを早急に結果があらわれるように、種子の吹きつけということではとても間に合いませんので、はげている部分の張りかえをただちに行うということで指定管理者側に申し入れをいたし、そして、強く交渉いたしましたところ、その方向での合意が得られたわけでございます。今後におきましても指定管理者に対しまして厳正、厳格な対応を徹底してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（ 休 憩 ）

高野委員 例年ですと、指定管理施設・出資法人調査特別委員会はこれで終わって、9月議会の冒頭に委員長報告をする。その委員長報告によって、この委員会が解散をされるということになっているわけです。だけど、今回、何点かの問題が引き続きという形になっていますから、その辺をどうするのか、それだけ聞いておかないと、何か解散ができない委員会になってしまいますから。

遠藤委員長 何点か報告を求めることがございました。山梨県立青い鳥福祉センターの内部留保金の取り扱い、また、山梨県立富士北麓公園駐車場管理の状況、そして山梨県住宅供給公社、ファミリー賃貸住宅等割賦事業につきましては、継続して報告を受けるものとしたします。これを今回、議長に御報告を申し上げます。

て、議長預かりとして今後も議長と相談をさせていただきたいと思ひます。

高野委員

委員長報告の最後に、附帯決議的なものをつけて、幾つかの問題が議了できなかったという形で、附帯決議でもつけておかないと、委員長から議長にあとは頼みますという話をするにも、附帯決議が何かつけておかないとならないと思ひます。

遠藤委員長

御指摘は十分に認識いたしまして、委員長報告の中に盛り込んでいきたいと思ひます。この件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、委員長に内容については御委任願ひたいと思ひます。

その他

- ・ 質疑に先立ち前回（8月31日）の質疑で資料要求のあった事項について赤岡スポーツ健康課長から説明があった。
- ・ 本委員会の調査した案件に関する審査結果についての委員長案について委員長案のとおり了承された。
- ・ 審査結果についての委員長案が了承された後、松谷知事政策局長、守屋企画県民部長から審査の結果についての所信表明があった。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。

以 上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長 遠藤 浩